

株主各位

第33期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

事 業 報 告

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および方針その他業務の適正を確保するための体制

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

第33期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）



セントケア・ホールディング株式会社

当社は、第33期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および方針その他業務の適正を確保するための体制」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.saint-care.com/>）に掲載することにより提供しております。

(事業報告)

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および方針その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの「経営方針書」を作成し、経営理念、基本方針、行動基準および職務上の倫理等を定めております。また、企業倫理・法令遵守の体制を明確にするために当社グループの「コンプライアンス・内部統制方針」を定め、内部統制担当役員を設けております。

内部統制担当役員は、当社グループの内部統制の推進、リスク管理およびコンプライアンス体制の整備を行っております。取締役および執行役員は、管掌部署の職務執行が法令および定款等に適合するように管理し、また子会社における職務執行が法令および定款等に適合するよう、グループの役職員に周知徹底を図っております。

内部監査室は職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、代表取締役社長へ報告しております。また、必要に応じ管掌役員、監査役会等に報告いたします。さらに、子会社に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告し、また、必要に応じ管掌役員、監査役会等に報告しております。

なお、コンプライアンス違反等の早期発見・是正を図るために、従業員から通報・相談を受け付ける窓口「はっとライン」を設け、社内通報システムを運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

総務・人事部担当取締役は文書管理規程を作成し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項を定め、文書等を常時閲覧できる体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・内部統制方針」に基づき、責任部署を定め、内部統制の組織体制を構築し、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化しております。また、内部監査室は各部署および各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会へ報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は業務分掌規程および権限規程を定め、各管掌取締役・執行役員の責任を明確にして職務を執行しております。また当社グループは年度事業計画および中期経営計画を作成し、全社ならびに事業部門毎の目標を設定するとともに、各管掌取締役は月1回開催される取締役会において進捗状況ならびに課題および改善策の報告を行っております。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするために、当社グループの「経営方針書」および当社グループの「コンプライアンス・内部統制方針」を定め、当社役員およびグループ各社役員に周知徹底しております。また、取締役会は関係会社管理規程を定め、グループ各社の業務執行に係る承認・報告・監査・財務について円滑に連携が取れる体制を整備・確保し、監査役および監査役会は、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を検証しております。内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を検証しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことを取締役会と協議いたします。また監査役の職務を補助する使用人を置いた場合、その任命、評価、異動、懲戒には監査役会の同意を必要としております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人は、当社およびグループ各社へ著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあることを知った時ならびに役職員による法令または定款違反の事実を知った時は、監査役会へ報告いたします。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を

報告しております。

当社グループの取締役、執行役員、担当管理職その他の社員は、監査役の要求があった場合は監査役会に出席し、必要な資料を添えて説明することとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要とする場合は弁護士、会計士等の助言を受ける機会を設けることを取締役会へ求めることとしております。また、監査役は取締役会の他、必要に応じて意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために必要な会議へ出席しております。

監査役は、必要に応じて子会社の役職員から業務の状況を聴取することとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力には毅然として対応し、全役職員が一丸となり組織全体として取り組む意識を共有しております。また、反社会的勢力の排除に取り組む体制としては、対応部署として総務・人事部を選定し、警察、弁護士等の外部の専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を行っております。

(連結注記表)

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 24社 |
| (2) 主な連結子会社の名称 | セントケア千葉株式会社
セントケア神奈川株式会社
セントケア東京株式会社
セントケア九州株式会社
セントケア四国株式会社 |

なお、当連結会計年度より、セントメディカルサービス株式会社及びケアボット株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。並びに、当社の連結子会社である株式会社福祉の街が株式会社アールスタッフの全株式を取得し、子会社化（当社の孫会社化）したため、連結の範囲に含めております。

また、セント・プラス少額短期保険株式会社は第三者割当増資により当社の議決権比率が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し、持分法適用の関連会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

- 持分法適用の関連会社数 1社
セント・プラス少額短期保険株式会社

なお、セント・プラス少額短期保険株式会社は第三者割当増資により当社の議決権比率が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し、持分法適用の関連会社としております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 (時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 先入先出法 (評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。)

仕掛品及び半成工事 個別法 (評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。)

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年 (社内における利用可能期間)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 重要な繰延資産の処理方法
開業費 開業から5年間で均等償却しております。
保険業法第113条繰延資産 保険業を営むセント・プラス少額短期保険株式会社の定款の規定に基づいて償却しております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
(a) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
(b) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金の利息
(c) ヘッジ方針 借入金に係る金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。
(d) ヘッジ有効性評価の方法 取引開始時に特例処理に基づく金利スワップ取引であるか評価し、特例処理に基づくスワップ取引についてのみ取引を行っております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づいた退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
なお、固定資産に係る控除対象外消費税額等は投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

(5) のれんの償却方法

のれんの償却については、発生時以降投資効果の持続する期間で均等償却しております。

(6) 会計方針の変更

- ① 退職給付に関する会計基準等の適用
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率を使用する方法（デュレーション法）へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が202,795千円減少し、利益剰余金が130,519千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ22,212千円増加しております。

② 有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産（建物及びリース資産を除く）の減価償却方法について、従来、当社グループは定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、近年の施設系サービスの増加により、施設系設備への投資が継続して高水準で推移していることを契機とし、見直しを行ったものであります。

当該見直しの結果、収益は長期安定的であること、修繕費が平準的に発生していること、今後も有形固定資産の安定的な利用が見込まれることを総合的に勘案し、定額法を採用した方が収益と費用の対応関係がより適切となり、当社グループの経営実態をより適切に反映させることができると判断し、当連結会計年度において有形固定資産（建物及びリース資産を除く）の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費が78,806千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ78,806千円増加しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産

商品及び製品	29,408千円
仕掛品及び半成工事	1,272千円
原材料及び貯蔵品	53,786千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,962,267千円

3. 債権譲渡残高

売掛金	1,223,094千円
-----	-------------

4. 固定資産圧縮記帳

国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	410,728千円
機械装置及び運搬具	2,479千円
工具、器具及び備品	17,118千円

5. 財務制限条項

1年内返済予定の長期借入金並びに長期借入金のうち165,000千円には、以下の財務制限条項が付されており、各条項のいずれかに抵触した場合には、当該借入金の適用利率の変更及び返済期間を短縮することがあります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算日の直前の決算期の末日又は平成19年3月期の末日における純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 連結年度決算書において、連結損益計算書の経常損益の金額を2期連続して損失としないこと。
- (3) 連結年度決算書において、有利子負債残高から現預金及び正常運転資金額を減じた金額を、当該連結決算期における経常利益の金額と償却費の合計金額から税金等支払額の合計金額を減じた金額で除して得た数値が10を上回らないこと。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,188,600 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	179,714	25	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	194,091	27	平成27年3月31日	平成27年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式数

平成21年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権	19,500株
平成22年6月24日開催の取締役会決議による新株予約権	13,900株
平成23年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権	12,400株
平成24年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	12,000株
平成25年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	8,300株
平成26年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	8,200株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護サービス事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、大部分が介護保険制度等に基づく債権であり、相手先が保険者（市町村及び特別区）であるため、リスクは僅少であります。一方で個人負担額については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金については、主に事業所の賃貸に係る保証金であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金については、主に運転資金を目的としております。これらの債務についての償還日は決算日後最長で5年であります。

リース債務については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループの主要な営業債権、貸付金及び差入保証金について、財務・経理部において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、財務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,218,778	2,218,778	—
(2)売掛金	4,042,345		
貸倒引当金(※1)	△6,763		
	4,035,581	4,035,581	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	74,639	74,639	—
(4)差入保証金	1,067,128	1,063,621	△3,506
(5)長期貸付金	494		
貸倒引当金(※2)	△494		
	—	—	—
資産計	7,396,128	7,392,621	△3,506
(1)買掛金	360,199	360,199	—
(2)未払金	2,086,229	2,086,229	—
(3)未払法人税等	339,735	339,735	—
(4)長期借入金(※3)	2,426,170	2,430,108	3,938
(5)リース債務(※4)	3,445,314	5,079,489	1,634,175
負債計	8,657,649	10,295,763	1,638,114

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)差入保証金

差入保証金の時価については、受取見込額について信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらについてはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	89,266
関連会社株式	97,021
差入保証金	995,344

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 817円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 107円87銭 |

VI. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式会社虹の街の株式取得

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、株式会社虹の街の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議いたしました。なお、同社は、代表取締役である畠山政二氏が100%の株式を保有する株式会社虹の街企画について、株式会社虹の街を存続会社、株式会社虹の街企画を消滅会社とする吸収合併を、平成27年7月1日を効力発生日として行う予定です。よって、当社は、株式会社虹の街企画を合併後の株式会社虹の街の全株式を取得することとなります。

(1) 株式取得の目的

東北エリアにおける事業基盤をさらに強化することを目的に子会社化するものであります。

(2) 株式取得の相手先

畠山政二氏 (現同社代表取締役)

(3) 買収する会社及び買収する会社と合併予定の会社の名称、事業内容及び規模

①買収する会社

商号	株式会社虹の街
事業内容	介護サービス事業
売上高	1,232,278千円 (平成26年6月期)
純資産	694,309千円 (平成26年6月期)

②買収する会社と合併予定の会社

商号	株式会社虹の街企画
事業内容	介護サービス事業
売上高	241,522千円 (平成26年9月期)
純資産	56,646千円 (平成26年9月期)

(4) 株式取得の時期

平成27年7月1日 (予定)

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後持分比率

株式取得数	760株
取得価額	1,000,000千円
取得後の持分比率	100%

VII. その他の注記

1. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

貸倒引当金	12,346千円
未払費用	14,802千円
未払事業所税	3,080千円
未払事業税	24,552千円
賞与引当金	122,662千円
繰越欠損金	16,784千円
その他	16,121千円
繰延税金資産小計	210,349千円
評価性引当額	△4,094千円
繰延税金資産計	206,255千円

(固定資産)

繰延税金資産

退職給付に係る負債	256,737千円
減価償却費	9,087千円
繰越欠損金	151,510千円
資産除去債務	18,375千円
保証金償却超過額	23,444千円
その他	63,667千円
繰延税金資産小計	522,822千円
評価性引当額	△257,003千円
繰延税金資産計	265,818千円

繰延税金負債

資産除去債務資産	△13,652千円
その他	△11,166千円
繰延税金負債計	△24,819千円
繰延税金資産の純額	240,999千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が40,221千円減少し、法人税等調整額が37,568千円、その他有価証券評価差額金が1,139千円それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が3,792千円減少しております。

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

・有形固定資産

主として、介護サービス事業における建物であります。

・無形固定資産

主として、本社における経理・人事管理ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(個別注記表)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

移動平均法による原価法

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づいた退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引（貸主側）に係る収益計上基準 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引

ヘッジ対象：借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金に係る金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

取引開始時に特例処理に基づく金利スワップ取引であるか評価し、特例処理に基づくスワップ取引についてのみ取引を行っております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式

5. 会計方針の変更

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率を使用する方法（デュレーション法）へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が86,881千円減少し、繰越利益剰余金が55,916千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,015千円減少しております。

(2) 有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産（建物及びリース資産を除く）の減価償却方法について、従来、当社は定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、近年の施設系サービスの増加により、施設系設備への投資が継続して高水準で推移していることを契機とし、見直しを行ったものであります。

当該見直しの結果、収益は長期安定的であること、修繕費が平準的に発生していること、今後も有形固定資産の安定的な利用が見込まれることを総合的に勘案し、定額法を採用した方が収益と費用の対応関係がより適切となり、当社の経営実態をより適切に反映させることができると判断し、当事業年度において有形固定資産（建物及びリース資産を除く）の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費が21,529千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ21,529千円増加しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		233,716千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）		
	短期金銭債権	395,366千円
	短期金銭債務	373千円

3. 財務制限条項

1年内返済予定の長期借入金並びに長期借入金のうち165,000千円には、以下の財務制限条項が付されており、各条項のいずれかに抵触した場合には、当該借入金の適用利率の変更及び返済期間を短縮することがあります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算日の直前の決算期の末日又は平成19年3月期の末日における純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 連結年度決算書において、連結損益計算書の経常損益の金額を2期連続して損失としないこと。
- (3) 連結年度決算書において、有利子負債残高から現預金及び正常運転資金額を減じた金額を、当該連結決算期における経常利益の金額と償却費の合計金額から税金等支払額の合計金額を減じた金額で除して得た数値が10を上回らないこと。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業総収入	2,424,877千円
販売費及び一般管理費	121,886千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	33,810千円
受取家賃	109,162千円
雑収入	2,761千円
支払利息	9,555千円
雑損失	3千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	38株
------	-----

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

貸倒引当金	5,241千円
未払費用	140千円
未払事業所税	797千円
未払事業税	2,982千円
賞与引当金	955千円
その他	1,124千円

繰延税金資産計 11,242千円

(固定資産)

繰延税金資産

退職給付引当金	113,150千円
関係会社株式評価損	226,034千円
会社分割により取得した関係会社株式	12,203千円
減価償却費	7,847千円
減損損失	1,824千円
新株予約権	18,529千円
資産除去債務	12,444千円
保証金償却超過額	1,980千円
その他	3,756千円

繰延税金資産小計 397,771千円

評価性引当額 △274,789千円

繰延税金資産計 122,981千円

繰延税金負債

資産除去債務資産	△9,599千円
その他有価証券評価差額金	△11,166千円

繰延税金負債計 △20,766千円

繰延税金資産の純額 102,215千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が11,140千円減少し、法人税等調整額が12,279千円、その他有価証券評価差額金が1,139千円増加しております。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	47,000	23,891	23,108
合計	47,000	23,891	23,108

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2,258千円
1年超	29,165千円
合計	31,424千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	4,505千円
減価償却費相当額	2,349千円
支払利息相当額	2,407千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

ファイナンス・リース取引
(貸主側)

1. リース投資資産の内訳

流動資産

リース料債権部分	596,757千円
見積残存価額部分	一千円
受取利息相当額	△201,390千円
リース投資資産	395,366千円

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

流動資産

	リース債権	リース投資資産
1年以内	29,460千円	13,577千円
1年超2年以内	29,460千円	14,117千円
2年超3年以内	29,460千円	14,681千円
3年超4年以内	29,460千円	15,272千円
4年超5年以内	29,460千円	15,890千円
5年超	449,457千円	321,826千円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セントケア東北株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	70,477千円 115,872千円	関係会社未 収入金	95,238千円
子会社	セントケア千葉株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	276,459千円 95,658千円	関係会社未 払金	86,777千円
子会社	セントケア東京株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 不動産の賃貸	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2） 不動産の賃貸 （注3）	255,966千円 316,686千円 6,229千円	関係会社未 払金 リース投資 資産	375,536千円 159,703千円
子会社	セントケア神奈川株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	263,931千円 70,015千円	関係会社未 収入金	43,647千円
子会社	セントケア宮城株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	81,620千円 86,874千円	関係会社未 収入金	61,253千円
子会社	セントケア和歌山株式会社	所有 直接100%	経営指導 不動産の賃貸	不動産の賃貸 （注3）	4,648千円	リース投資 資産	111,068千円
子会社	セントケア四国株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	116,633千円 60,453千円	関係会社未 払金	124,153千円
子会社	セントケア九州株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	121,028千円 169,754千円	関係会社未 収入金	139,740千円
子会社	セントワークス株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	6,551千円 164,375千円	関係会社未 払金	195,062千円

（注）1. 経営指導料については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上決定しております。

2. 経費等の立替・債権回収事務手続等の取引金額については、期中平均残高によっております。なお、当取引に係る金利については市場金利を勘案し、協議の上決定しております。
3. 不動産の賃料については、近隣の取引実勢を勘案し、協議の上決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 635円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 111円56銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式会社虹の街の株式取得

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、株式会社虹の街の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議いたしました。

なお、詳細については、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

X. その他の注記

該当事項はありません。